

4. 使用料

1. 自治会、子ども会等営利を目的としない団体が使用し、施設長の許可ある場合は無料とします。
2. 入場料等を徴収する催しとして使用する場合もしくは営利団体等、施設長が決定した場合は有料とし、以下の料金を徴収します。

	費用	駐車料金（1台あたり）
1 単位のみ使用	500円	100円
2 単位の使用	1,000円	200円
全日の使用	1,500円	200円
作品展などでの長期間にわたる使用	1,000円	無料
備品の貸し出し	パワーポイント500円 音響セット500円 湯茶セット500円（茶葉除く） 湯沸しポット500円、コピー モノクロ1枚10円 カラー30円	

5. 使用許可をしない場合、または使用許可の取り消し。

- ①業務上、使用する必要が生じた場合は、使用許可を取り消す場合があります。
- ②使用の権利を譲渡し、または転貸したとき。
- ③ホール内で次のような行為をするとき。また参加者に同様の行為をさせたとき。
 - ア、火気及び危険物を使用するもの、または危険を引き起こす恐れのある行為をすること。
 - イ、建物その他の工作物を汚損し、または毀損する恐れのある行為をすること。
 - ウ、他人に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。
 - エ、その他、管理上支障があると認められる行為をすること。
- ④営利（宣伝、勧誘、物品の展示販売等）を目的とするもの。
- ⑤寄付金の募集その他これらに類することを目的とするもの。
- ⑥過去において、不正な手段で施設を使用した者が使用を申しこんだとき。

7. 使用上の諸注意

- ①展示等の作品は使用される方が責任を負って管理してください。作品の汚損、盗難等についての責任は負うことができません。
- ②使用した机、イス等の後片付けを行い、事務室に申し出て確認を得ていただきます。
- ③飲食することは可能ですが希望される場合は事前にご相談ください。隣接の会議室内での食事は禁止します。
- ④ゴミ等はお持ち帰りください。
- ⑤使用者、関係者が故意または過失により施設・備品を損傷、汚損、紛失した際は、使用者の責任で弁償してください。

附則：この規定は、平成23年4月1日より実施する。